

小城市長 江里口秀次から協議のあった小城市営土地改良事業（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金）山崎地区の施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定したので、同条第6項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議を申し出ることができます。異議申出書は、平成21年6月18日までに佐賀県佐賀中部農林事務所（郵便番号849-0925 佐賀市八丁畷町8番地1）に提出してください。

平成21年5月1日

佐賀県知事 古 川 康

1 縦覧に供する書類

小城市営土地改良事業（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金）山崎地区の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成21年5月7日から平成21年6月3日まで

3 縦覧の場所

小城市役所